

2025年9月1日

島根県警察本部との「特殊詐欺等の被害防止にかかる協定書」の締結について

日本海信用金庫

この度、島根県信用金庫協会（会員金庫：米子信用金庫、しまね信用金庫、島根中央信用金庫、日本海信用金庫、西中国信用金庫）は、巧妙化・多様化する特殊詐欺等の金融犯罪を未然に防ぐことを目的として、島根県警察本部と「特殊詐欺等の被害防止にかかる協定書」を締結しましたのでお知らせします。

本協定締結のもと、不正利用口座情報等の相互間の情報共有による更なる被害拡大の防止、ATM利用限度額の効果的推進、ATMコーナーでの携帯電話通話に対する声かけによる被害抑止の効果的推進等により、断続的に発生しているSNS型投資詐欺やロマンス詐欺などの金融犯罪の未然防止及び被害拡大防止に努めてまいります。

今後も安心・安全な社会の実現のため、警察や信用金庫間での連携強化に努め、金融犯罪の根絶に向けて不断に取り組んでまいります。

協定締結日	2025年9月1日（月）
主な連携事項	<ul style="list-style-type: none">・不正に口座を開設しようとするものに対するけん制の強化・特殊詐欺等発生時における警察への速やかな情報提供・信用金庫が被害を認識した際における警察への迅速な情報提供・特殊詐欺被害防止のためのATM利用制限の効果的推進・ATMコーナーでの携帯電話通話に対する声かけ等による被害抑止の効果的推進

以上

〈本件に関するお問い合わせ先〉

日本海信用金庫

コンプライアンス室

電話番号 0855-22-6520